

八尾市屋外広告物 質疑応答集

令和3年9月

八尾市

目次

1 申請・届出関係

- 1-1 各許可申請及び届出の郵送受付は行っていますか？
- 1-2 申請書、届出書および委任状の押印は必要ですか？
- 1-3 申請者・管理者・施行者を変更する場合は届出が必要ですか？
- 1-4 管理者の委任を受けて直接に管理の事務を行う者は店舗の店長でも可能ですか？
- 1-5 管理者の資格要件はありますか？
- 1-6 屋外広告物継続申請における施行者の記載は必要ですか？
- 1-7 土地・建物等の所有者の承諾は賃貸借契約書等の写しに代えることはできますか？
- 1-8 屋外広告物の点検対象となる高さが4 mを超えるものはどの部分になりますか？
- 1-9 屋外広告物点検報告書の資格要件を教えてください。
- 1-10 屋外広告物点検報告書の点検した日はいつでも可能ですか？
- 1-11 屋外広告物を一部撤去した場合の手続きはありますか？
- 1-12 高さ4 mを超える既存の屋外広告物を利用し、新たに屋外広告物許可申請を行う場合、通常の新規申請の際に必要な書類の他に必要書類はありますか？

2 広告物の種類

- 2-1 鉄道や自動車に掲出しているラッピング等の広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 2-2 工事現場の仮囲いに掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 2-3 屋根面に設置する広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 2-4 バラベット部分に設置する広告物は壁面広告物か屋上広告物のどちらの扱いとなりますか？
- 2-5 コンビニエンスストア等のイメージカラーは屋外広告物の対象となりますか？
- 2-6 建物内部から掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 2-7 屋上の塔屋などに外から見えない位置に設置する広告物については屋外広告物の対象となりますか？
- 2-8 自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するものはどのようなものですか？

3 許可基準関係

- 3-1 水路軸制限区域と道路軸制限区域が重なっている部分はどちらの基準で考えればいいですか？
- 3-2 表示方法等の制限区域内における表示面積の考え方について教えてください。
- 3-3 広告物の面積の算定方法について教えてください。
- 3-4 自家用広告物の総表示面積7㎡以内の考え方を教えてください。
- 3-5 面積計算の際、小数第何位まで表示が必要ですか？

4 屋外広告業特例届出関係

- 4-1 業務主任者の資格要件はありますか？
- 4-2 屋外広告業の特例届出及び変更届を提出する際、大阪府で屋外広告業の登録した申請書類の写しはどこまで必要ですか？

5 その他

- 5-1 許可を取得している屋外広告物について、許可期間満了までに許可の継続案内は送られてきますか？
- 5-2 不動産調査で屋外広告物の許可を申請しているか調べていますが、電話で教えてもらうことは可能ですか？

1 申請・届出関係

1-1 各許可申請及び届出の郵送受付は行っていますか？

郵送による受付は行っています。また、副本の返却を郵送でご希望される場合には、切手を貼付した返信用の封筒を忘れず同封してください。

1-2 申請書、届出書および委任状の押印は必要ですか？

各申請書及び届出書の押印について、令和3年4月30日より押印義務の見直しにより不要となりましたが、委任状については、引き続き押印が必要となりますので、ご注意ください。

ただし、許可申請書の「⑬土地・建物等の所有者の承諾」についても押印は不要となりましたが、所有者と申請者が異なる場合、契約書等の写しの添付が必要となります。添付が困難な場合は別途ご相談ください。

1-3 申請者・管理者・施行者を変更する場合は届出が必要ですか？

様式第2号の変更届出書が必要となります。継続許可申請の際に変更される場合は、継続許可申請書と同時に届出してください。また、直接の管理者を変更する場合も変更届出書は必要です。

1-4 管理者の委任を受けて直接に管理の事務を行う者は当該店舗の店長でも可能ですか？

可能です。記載する際は、店長の氏名も忘れず記載してください。

1-5 管理者の資格要件はありますか？

特にありません。

1-6 屋外広告物継続申請における施行者の記載は必要ですか？

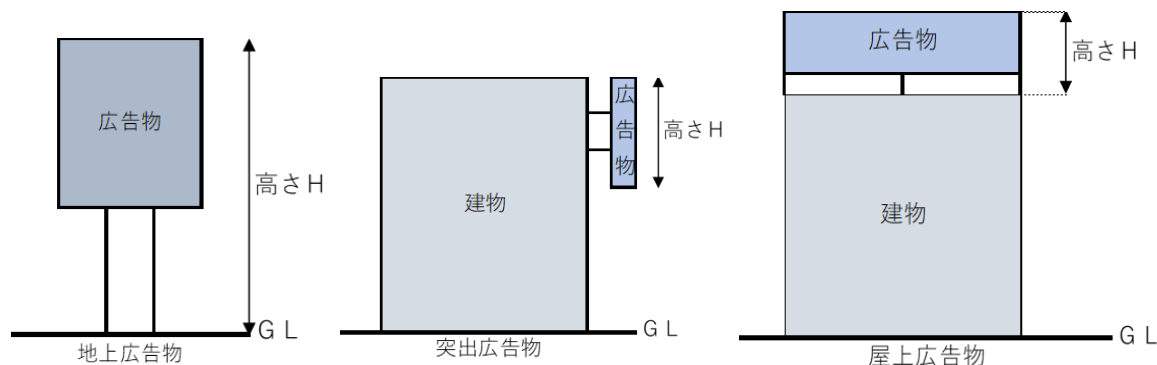
当該継続申請の際に、広告物に追加や意匠等の変更がなければ記載は不要です。

1-7 土地・建物等の所有者の承諾は賃貸借契約書等の写しに代えることはできますか？

可能です。その際、申請書に別紙のものに代える旨の記載をしてください。

1-8 屋外広告物の点検対象となる高さが4 mを超えるものはどの部分になりますか？

広告物の表示面だけでなく、支柱・照明なども含めた高さになります。具体的な例は下図を参考にしてください。



1-9 屋外広告物点検報告書の資格要件を教えてください。

- ①屋外広告士
- ②特殊電気工事資格者（ネオン工事資格者に限る）
- ③屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

1-10 屋外広告物点検報告書の点検した日はいつでも可能ですか？

点検報告書の提出日より三ヶ月以内に点検したものである必要があります。

1-11 屋外広告物を一部撤去した場合の手続きはありますか？

広告物を一部撤去したが、引き続き掲出するものがある場合は、次回屋外広告物継続許可申請時に撤去した部分が見えるようにして継続・変更申請してください。また、自家用広告物で広告物を一部撤去したことにより、総表示面積が7㎡以内となる場合は、各種規制が適用除外となりますので、撤去届（様式第9号）を提出してください。その際、撤去せず残る広告物が7㎡未満となることわかる資料の添付が必要です。

1-12 高さ4 mを超える既存の屋外広告物を利用し、新たに屋外広告物許可申請を行う場合、通常の新規申請の際に必要な書類の他に必要書類はありますか？

4 mを超える既存の広告物を利用する場合は、屋外広告物点検報告書の添付が必要となります。

2 広告物の種類

2-1 鉄道や自動車に掲出しているラッピング等の広告物は屋外広告物の対象となりますか？

八尾市屋外広告物条例第10条の規定により、電車、自動車その他移動するものに表示するものは、適用除外としているため、屋外広告物の対象となりません。

2-2 工事現場の仮囲いに掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？

数ヶ月だけの掲出であっても、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示される広告物となりますので、屋外広告物の規制の対象となります。

2-3 屋根面に設置する広告物は屋外広告物の対象となりますか？

航空は鉄道と同様公共交通機関であることから、公衆に対して表示していると判断し、建築物の屋根面に設置する広告物は、飛行機等上空から視認することができ、公衆に向けて表示されていることから屋外広告物として取り扱います。

2-4 パラペット部分に設置する広告物は壁面広告物か屋上広告物のどちらの扱いとなりますか？

基本的には、壁面広告物として取り扱いますが、パラペット部分の高さ、設置状況等により屋上広告物として取り扱う場合もありますので、別途ご相談ください。

2-5 コンビニエンスストア等のイメージカラーは屋外広告物の対象となりますか？

コンビニエンスストア等の商標が登録されたひさし部分は壁面広告物として取り扱うものとし、ひさし部分全体の面積を表示面積とします。

2-6 建物内部から掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？

建物内部から表示する広告物については、屋外広告物の対象とはなりません。

2-7 屋上の塔屋などに外から見えない位置に設置する広告物については屋外広告物の対象となりますか？

屋上駐車場から建物内に入出入りするため、塔屋等に掲出されている広告物については、基本的に屋上駐車場利用者のみ視認でき、外部から視認できなければ申請の対象外となりますが、設置状況等により申請が必要となる場合がありますので、個別にご相談ください。

2-8 自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するものはどのようなものですか？

企業名・店名・商品名等記載がない案内表示や注意書き等のことであり、これら管理用の広告物については、7㎡以内かつ地上から最上端まで5m以内であれば適用除外となります。

3 許可基準関係

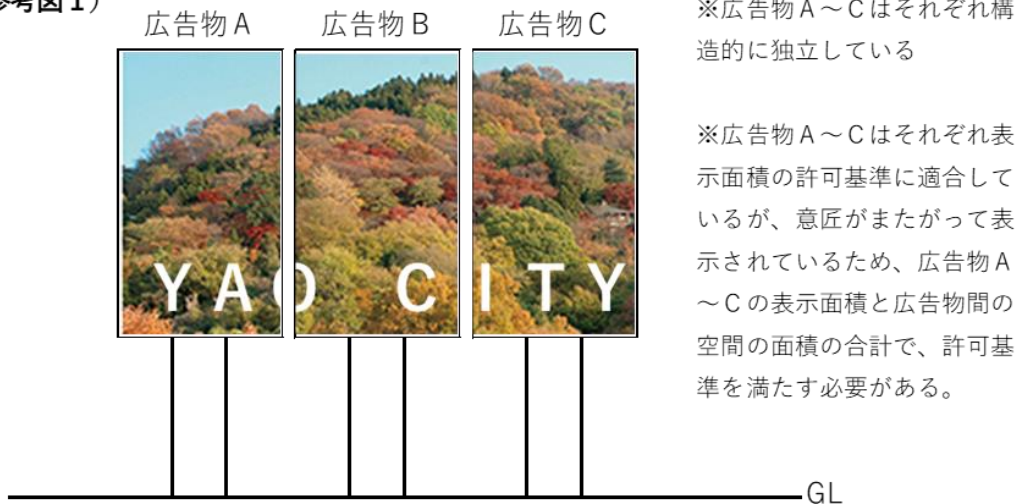
3-1 水路軸制限区域と道路軸制限区域が重なっている部分はどちらの基準で考えればいいですか？

基本的に道路軸制限区域の基準を優先します。ただし、水路軸表示制限区域の基準も満たしておくことが望ましいです。

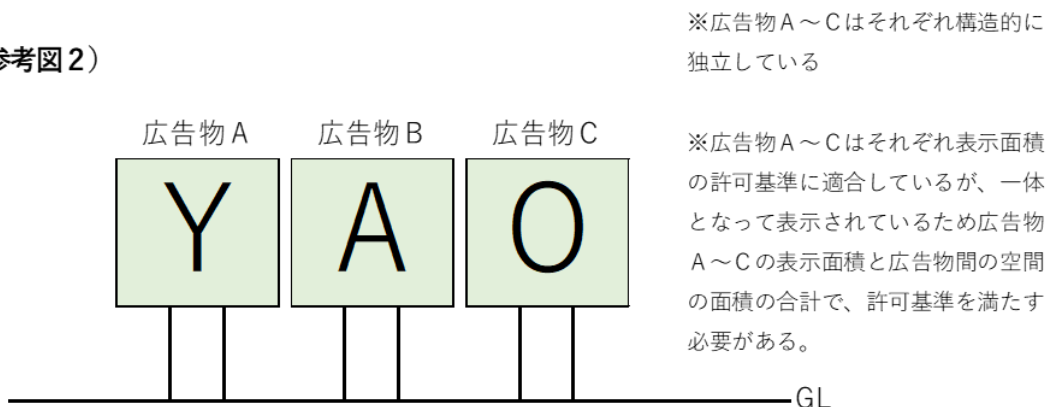
3-2 表示方法等の制限区域内における表示面積の考え方について教えてください。

表示面積の制限は、一面当たりの表示が大きくなることを抑える趣旨の制限であり、下図のように複数の広告物にまたがって表示される場合は、広告物全体の表示面積及び広告物間の空間も含めた面積が許可基準に適合する必要があります。また、表示が跨っていないなくても表示内容に連続性や一体性がある場合は、全体で表示面積の許可基準に適合する必要があります。

(参考図1)



(参考図2)

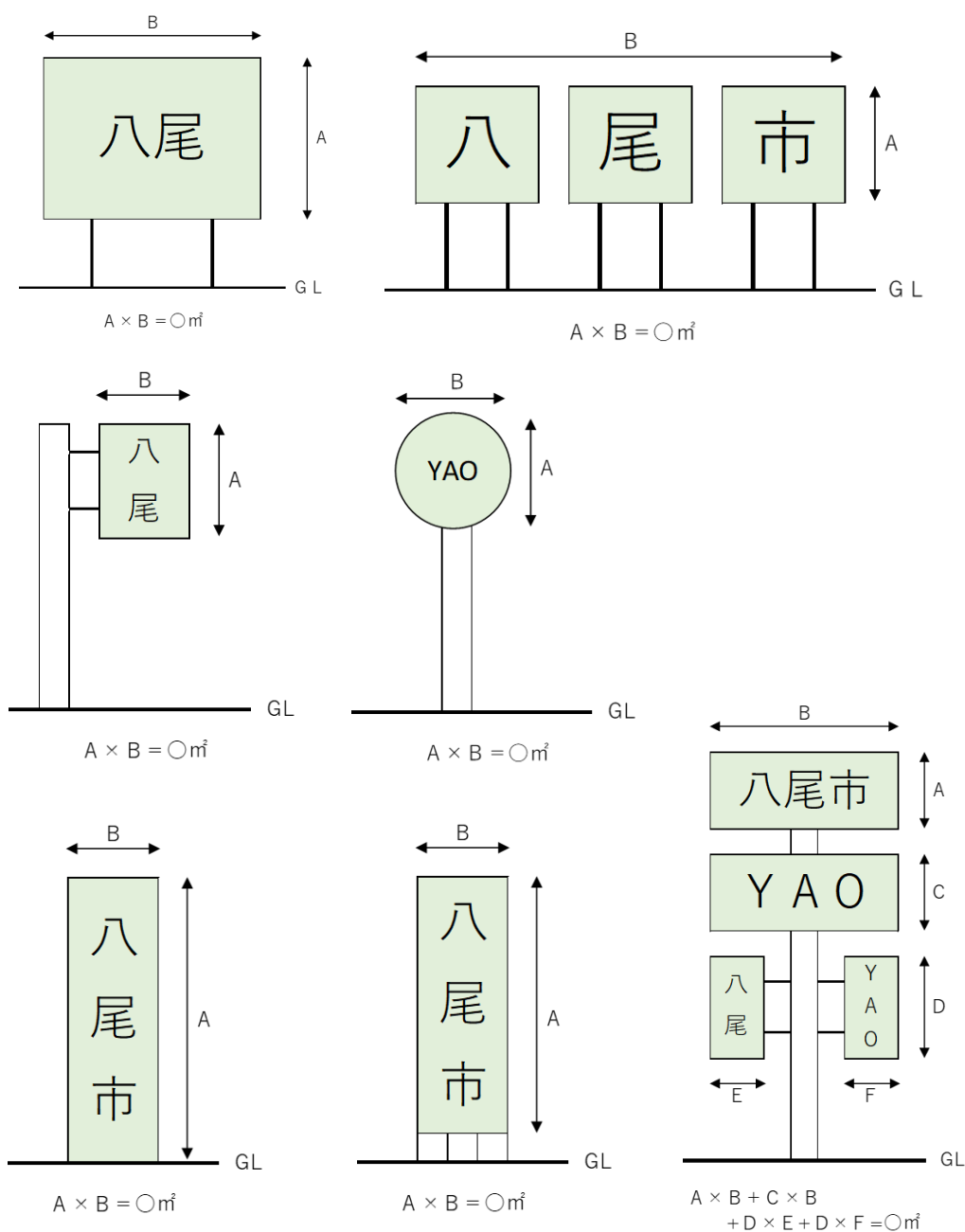


3-3 広告物の面積の算定方法について教えてください。

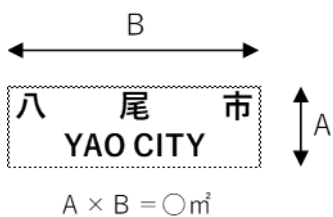
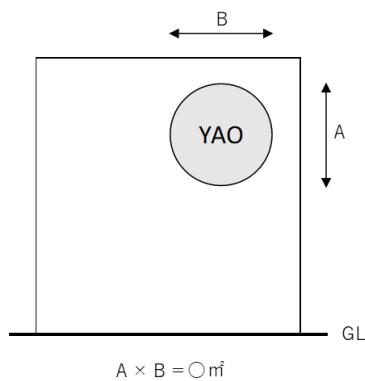
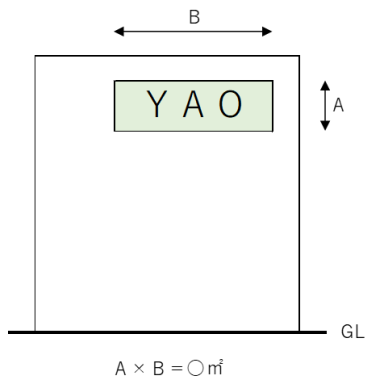
下図に、一般的な地上広告物、壁面広告物、屋上広告物及び突出広告物の表示面積の計算方法について例示します。基本的に面積算定においては、板面のみではなく枠等も含めた寸法で面積を算定します。また、構造上独立している場合でも連続して表示しているものや一体となって内容を表示している場合は空間も含めた全体で表示面積を計算する必要があります。

その他設置方法や構造により個別で判断しているケースもあるため、具体的な計画がある際は別途ご相談ください。

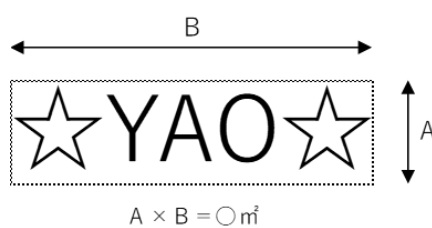
【地上広告物】



【壁面広告物】

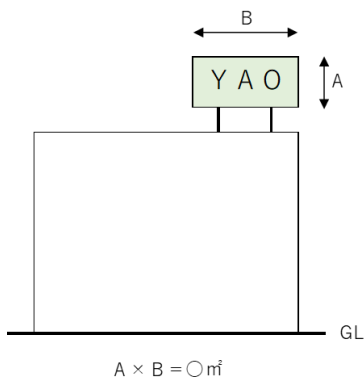


※枠無し

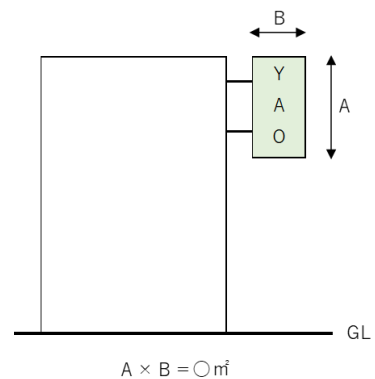


※枠無し

【屋上広告物】



【突出広告物】



3-4 自家用広告物の総表示面積7㎡以内の考え方を教えてください。

総表示面積とは、敷地内のすべての広告物の表示面積の合計のことであり、その面積の合計が7㎡以内であれば、各種規制の適用が除外となります。

3-5 面積計算の際、小数第何位まで表示が必要ですか？

表示面積の計算の際、広告物の寸法は全桁を表示して計算することを基本とし、計算結果は小数点第三位を四捨五入してください。

例：縦 3.855m × 横 2.085m = 8.037675 ㎡ → 8.04 ㎡

4 屋外広告業特例届関係

4-1 業務主任者の資格要件はありますか？

- ①登録試験機関の行う試験に合格した者（屋外広告士を含む）
- ②都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の過程を修了した者
- ③広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

4-2 屋外広告業の特例届出及び変更届を提出する際、大阪府で屋外広告業の登録した申請書類の写しはどこまで必要ですか？

大阪府に提出した際の登録申請書の第一面及び第二面を添付していただく必要があります。略歴書や住民票等の写しの添付は不要です。

5 その他

5-1 許可を取得している屋外広告物について、許可期間満了までに許可の継続案内は送られてきますか？

許可期限満了月のおおよそ3ヶ月前に継続の申請について案内文書の送付を行っています。

5-2 不動産調査で屋外広告物の許可を申請しているか調べていますが、電話で教えてもらうことは可能ですか？

基本的には、許可の有無等について電話での問い合わせにお答えすることはできません。広告物の所有者及び土地建物の所有者本人が窓口に来ていただいた際に、許可状況について一部お伝えすることは可能です。また、代理者が委任状を持参し本人確認をした上で、お伝えすることも可能です。

八尾市屋外広告物質疑応答集

令和3年9月発行

編集・発行 八尾市都市整備部都市政策課 刊行物番号 R3-97

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail：toshiseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市ホームページ：http://www.city.yao.osaka.jp/